

岡崎市指定定期検査機関募集要項

1 指定定期検査機関制度導入の趣旨

岡崎市（以下「本市」という。）では、適正な計量の実施を確保するために、取引や証明行為に計量器を使用している事業所などを対象に、計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）に基づく特定計量器の定期検査を行っていますが、より一層安全かつ効率的な検査の実施を図るため、民間企業等が本市に代わり定期検査を行うことができる、指定定期検査機関制度を平成25年度から導入しています。

つきましては、本市に代わって定期検査を実施する民間企業等を募集し、適正な審査により指定定期検査機関として指定し、その指定定期検査機関の中から平成31年度以降の特定計量器定期検査業務の委託先を決定します。

2 募集概要

(1) 募集内容

法及び計量法施行令（平成5年政令第329号。以下「政令」という。）並びに指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第72号。以下「省令」という。）の規定に基づく指定定期検査機関を募集します。

(2) 指定をする者

岡崎市長

(3) 指定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間

3 特定計量器定期検査業務の委託

(1) 委託する年度

平成31年度以降、単年度の定期検査業務を年度ごとに委託します。

(2) 委託する業務内容

ア 法第20条第2項に基づく検査業務の全部

イ 法第19条第1項に基づく定期検査のうち、政令第10条第1項第1号に規定する非自動はかり（第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり並びに同項第2号に規定する皮革面積計の定期検査に関すること

ウ 検査対象計量器を使用する者（以下「受検対象者」という。）に対する定期検査の通知及び検査結果の整理等に関すること

エ 定期検査を受検した受検対象者への指導及び不合格特定計量器の措置に関すること

オ 定期検査を受検しなかった受検対象者に対する受検義務等の指導に関すること

カ 法第16条に規定する使用の制限に係る指導に関すること

キ 特定計量器の使用法の指導に関すること

ク 特定計量器定期検査済証明書の交付に関すること

ケ 特定計量器の使用状況に係る事前調査に関すること

- コ 定期検査手数料等の徴収事務に関すること
- サ その他、定期検査について本市が特に必要と認める業務

(3) 委託先の決定

指定定期検査機関として指定審査を実施し、複数の指定定期検査機関を指定した場合は、入札を実施し、委託先を決定します。なお、入札に参加するためには、岡崎市入札参加資格名簿に登載されている必要があります。

4 募集要項等の配布

(1) 募集の周知

募集要項、指定申請書等を本市ホームページに掲載します。

(3) 配布期間

平成 31 年 2 月 1 日（金）から 12 日（火）まで（土日祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(4) 配布場所

市民生活部安全安心課生活安心係（岡崎市役所東庁舎 3 階）

なお、募集要項等は、本市ホームページからダウンロードできます。

5 指定申請の手続き

(1) 申請書類等及び提出部数

ア 指定申請書

正本 1 通、副本 1 通（写し）

イ 添付書類（次の表に掲げるものとします。なお、用紙の大きさは原則として日本工業規格 A 4 判とします。）

正本 1 通、副本 1 通（写し）

添付書類		留意事項等
1	定款及び登記事項証明書	登記事項証明書は、履歴事項全部証明書とし、3 カ月以内に発行されたもの
2	申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表	
3	申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書	定期検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの
次に掲げる事項を記載した書面		
4	ア 役員又は事業主の氏名及び履歴、省令第 2 条の 2 に規定する構成員（以下「構成員」という。）のうち主たる者の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合	役員全員の氏名、住所、役職、就任年月日、所属する法人名などの履歴一覧が記載されたもの

イ	定期検査の業務を行う特定計量器の種類	受認する範囲の特定計量器の種類
ウ	定期検査の業務を行う地域	受認する範囲の地域
エ	1年間に定期検査を行うことができる特定計量器の数	
オ	定期検査に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及び所有又は借入れの別（注1）	検査設備等を本市以外から借入れる場合は、貸借契約書等の写しを添付（注2）
カ	定期検査を実施する者の資格及び数	計量士登録証の写し、計量教習修了者にあつては、修了証の添付
キ	定期検査以外の業務を行っている場合にあつては、その業務の種類及び概要	業務の種類ごとに事業規模及び概要を記載したもの
ク	手数料の額	岡崎市手数料条例に定める額を記載
5	申請者が法第27条各号の規定に該当しないことを説明した書面	欠格条項に該当しない旨を証した書面（誓約書等）
6	申請者が省令第2条の3各号の規定に適合することを説明した書類	役員が適合要件の各号に適合することを証した書類（誓約書等）
7	その他	安全安心課長が指示したもの

（注1）指定定期検査機関に対して、本市が所有する検査設備を貸与することが可能です。ただし、本市の定期検査業務以外には使用できません。

（注2）検査設備等を本市以外から借入れる場合は、本募集による指定定期検査機関の指定期間中に適時、適切に使用できることが審査の要件となります。

(2) 申請受付

ア 申請受付期間

平成31年2月1日（金）から12日（火）まで（土日祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 申請受付場所及び方法

申請書類等を申請受付期間内に市民生活部安全安心課生活安心係（岡崎市役所東庁舎3階）へ持参してください。持参以外の方法では、受付けません。申請受付は別に定める書類検査表に基づき記載事項について確認を行い、不備がない場合には副本に収受印を押印し、申請者に返却します。記載内容等に不備がある場合には、受付けませんので申請受付期間内に再提出してください。

(3) 応募資格

次の条件を満たす者とします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと

イ 岡崎市入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止処分を受けている期間がない者であること

ウ 岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第2号に規定

する暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者又は役員に暴力団関係者がいる事業者に該当しないこと

(4) 留意事項

ア 申請者は、申請書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものと見なします。

イ 申請書類を含め申請にかかる一切の経費は、申請者側の負担とします。なお、申請書類は理由の如何を問わず返却しません。また、審査にあたり追加資料を求める場合があり、当該資料の返却についても同様の取扱いとします。

ウ 申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、審査結果の公表など本市が必要と認める場合には、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

エ 申請書類は、岡崎市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

6 審査に関する事項

(1) 審査の方法

提出された申請書類等について、別に定める指定審査表に基づき審査を行い、法及び省令の規定に適合しているか、確認します。また内容について、申請者に対しヒアリング、又は現地調査を行う場合があります。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、申請者に対して速やかに通知します。

7 問い合わせ先

市民生活部安全安心課生活安心係（岡崎市役所東庁舎3階）

〒444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地

TEL 0564-23-6525 FAX 0564-23-6570

E-Mail anzen@city.okazaki.lg.jp